

家裁委員会

第4回 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年12月20日(月)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

青木富士彦(釧路町役場)

飴 定雄(釧路市連合町内会)

津田鉄子(釧路家庭生活カウンセラークラブ)

川澄重雄 (NHK釧路放送局)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

中園桐代(釧路公立大学)

福岡定吉(釧路弁護士会)

會田正和(釧路地方検察庁)

河原俊也(釧路家庭裁判所)

(2) 欠席委員

藤井明人(市立釧路総合病院)

(3) 説明者

小池信行(所長)

片田信宏(判事)

早川 登(事務局長)

佐々木裕太(首席家裁調査官)

芳賀拓實(家裁訟廷管理官)

小路法雄(事務局次長)

津幡恭行(同)

(4) 庶務

三上泰仁(総務課長)

安藤正樹(総務課長)

菅原 克(総務課課長補佐)

4 議事

(1) 新任委員の紹介

前回欠席された會田正和氏(釧路地方検察庁検事正)を委員長が紹介し、會田委員が次のとおり挨拶をした。

「現在の少年非行は憂うべき状況にあり、関係各機関及び地域との連携が重要であります。検察庁としても各機関及び地域とよく連携し、少年非行の防止に尽力したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。」

(2) 議題「少年非行及び少年事件の手續等」について

10月15日に裁判所市民講座を開催し、釧路家庭裁判所が作成した少年非行や少年事件の傾向、少年事件手續及び親の思い等をアニメ等を使って分かりやすく解説している「今、子供たちは、親たちは」と題するビデオを視聴した。

ア ビデオ視聴後の感想等について

各委員のビデオ視聴後の感想等については、以下のとおり。

- ・ 非常に参考になる内容であり、これをもっと広く、例えば婦人会とか町内会等の特

に子供を持つ主婦たちに見てもらって意見を聞くなど、大いに活用したほうがよいと思う。また父親の在り方としても非常に勉強になる内容となっているので、お勧めできると思うが、具体的にこのビデオの今後の活用について何か計画されているのか。（今のところ予定はない旨回答あり。）

- ・ 正式にその要望があった場合にはどうするのか。
（現在は、裁判員制度広報に力点を置いて計画されているので、少年を取り巻く色々な社会的現象等があった場合などそのタイミングを見て今後検討していきたい旨回答あり。）
- ・ 子育て支援に力をいれている状況もあり、子の問題は親の問題であるということを訴えている内容であると見てすぐに思った。せっかくこのような分かりやすいものがあるのであるから、様々な団体や個人に貸出ができるよう考えてほしい。
- ・ 分かりやすく言葉も平易でなかなかすばらしい出来映えだと思う。せっかくこんなにすばらしいものを一度の市民講座だけで終わらすのはもったいないと思うので、出前講座等で裁判所が市民の場に出てもっと宣伝したほうがいいのではないかと。
- ・ 高校生の子供を持つ身として、自分の事のように見ることができ、内容的にも分かりやすかった。欲を言えば、被害者側との関わりがあれば、全体像がもっと分かる。それを社会全体としてどうとらえるのかというものがあれば、良かったと思う。
（被害者側の調査については、特に中学生等の事件では行っていない。被害者調査を先行してしまうと、言い分が違ったり、逆に「ちくった」、「売った」などと逆恨みされ、いじめ等の原因にもなりかねないことから、裁判所の必要性だけで被害者調査を行うことはいかなるものかと考え、現在、検討中である旨回答あり。）
- ・ 民生委員児童委員等地域活動をしている団体等は常に研修を行っているので、その研修の場にこのビデオを使わせてもらえれば、非常に参考になるし、日常活動にも役に立つと思われる。ぜひ検討していただきたい。
- ・ 周りが悪い、先輩が悪い、友達が悪いというように自分が悪いことをした原因が本人ではなく他人から悪いことを教わったんだということを多く聞く。ではそのような悪い友達との付き合いを止めれば直るのかというと、そうでもなく、また、きちんと働いたら直るのかというと、働く気がないという人間が非常に多い。その中でたまたま今回のビデオで親子の関係、家庭の関係の一つの例を示してもらった。少子化、核家族化になって、各家庭の中で注意しあう者がいなくなったということが一つの原因で現実の問題であると思う。私たちが、一般のごく普通の子供たちに今日見たビデオを見せてきちんと教えてやるのが大事で、学校の社会学習の教材なんかに使ってもらって、何かのヒントにしてもらったらいいと感じた。
- ・ このビデオを見て、家庭裁判所は、非行のある少年の人格と行為とを別に見ており、人間をすごく温かく見守っている姿勢というものが伺われた。イメージキャラクターを使用し、やわらかい感じに仕上げている事も影響していると思う。ぜひ、もっと広く皆さんに見てもらいたい。
- ・ 最近の少年問題は、家庭、学校及び社会間での相乗作用により、子供が変わってきたとよく言われているが、元はやはり親や家庭の資質に起因することが多いのではないかと。この辺に少年問題の根っこがあるのではと思う。

- ・ 少年鑑別所に入っている少年に面会にも行かない両親もいたりするが、付添人という制度があって、特に弁護士に限らず少年の代理人として釧路少年友の会の会員が親の変わりとなって鑑別所に面会に行ったり、少年審判に立ち会ったりという活動をしている。少年に対し、いろんな意味で大人としてのモデルを示したり、意見を言ったりしてくれることにより、少年の更生にとっては非常に有意義で、少年の育成には大変ありがたいことだと思っている。
- ・ 今学校では、弱いの方が悪い、いじめられる方が悪い、物を提供する方が悪いと言われている。本当に悪い者が自分が悪いという意識がない、あるいは意識が薄いという事例が多い。

イ 裁判所説明

(所長)

- ・ このビデオを見てお分かりだと思いますが、家庭裁判所での少年問題との関わりというものは、検察官が事件として取り上げて裁判所に送致されてくる事から始まります。その中には、成年と同じように刑事処分を科すのが相当として検察官に送り返す場合も少しはあります。でも、ほとんどの少年事件の場合は、非行を犯した少年の処遇をどうするか、立ち直らせるにはどうしたらいいかという処分の有り様を家庭裁判所では考えるのであり、これが家庭裁判所の基本的な使命であります。

少年問題というのは、考えてみると、家庭裁判所が扱っている部分というのはごく一部分でして、例えば、家庭とか、地域社会、学校、職場、そういう所にいろんな少年問題の芽というものがあるのではないかと思います。

今日の社会状況からすれば、少年問題は社会の様々な場面に存在しており、皆様方も日頃何らかの形で少年問題に触れられることがあろうかと思います。そこで、少年問題についての皆様方のお考えを頂戴できれば、私どものほうが今後、少年事件を受け入れて処分をする場合にも、どういう視点から見たらいいのかという参考にもなるのではないかと思います。皆様方の実体験なり、御意見なりを次回にお聞かせいただければ幸い、と思っております。

(首席家裁調査官)

- ・ このビデオの活用については、実は難しいところがあります。ケースを要約した部分と、説明の部分があり、説明の部分では、ケースに基づく問題点についていろいろ御説明したつもりでいます。しかし、ケースの中にその他多くの問題点が含まれており、皆様方ディスカッションして、問題点と思われる点についてこんな風に改めていけばもっと違う子供との接し方、親として指導ができるのではないかとといった説明とは違った視点で検討できるのではないかと考えておりますが、作成の意図を超えた議論がなされないか十分検討した上で将来的には広く利用していただければと考えております。
- ・ 少年の健全育成については、社会の皆様方の御協力がなければ限界があります。少年友の会については、その役割の拡大について、躊躇しているところです。少年友の会の会員には少年のプライバシーに関わる部分も話しながら、親の代わりに保護者として審判に立ち会っていただくこともあります。また、付添人として少年が社会奉仕活動のため老人ホーム等に行くときには少年に付いて行ってもらい、そこ

と一緒に奉仕活動をし ながら少年の気持ちを聞いてもらうというようなこともお願いしておりますので、このような少年友の会の活動に多くの市民の参加を求め開かれた団体にしていくという事には、現段階では考えておりません。

(3) 次回検討事項について（裁判所側説明）

裁判所から次の3つの情報提供があり、これらに基づき次回以降各自意見等を述べることとなった。

ア 「家庭裁判所からの情報発信についての求意見」

家庭裁判所として、少年事件で一番大切にしているのは、健全育成と早期発見、早期治療である。少年事件処理手続について正しく理解していただくための方策を聞きたい。また、例えば、高校生を持つ親からどうやって子を叱ったらいいかという話を聞くことがある。高校生になったらもうすでに遅く、子供を叱ることを考えることが適切な時期はせいぜい5歳か6歳のころであり、中学生でも難しくなる。このように子育ての問題等について、家庭裁判所が蓄積してきたこれら家庭に関する知識について、どのように国民に対し情報を発信していくべきかについて、意見を求められた。

イ 「社会資源の活用についての求意見」

補導委託制度は、家庭が不安定な少年、生活が乱れた少年に対し、民間の方々の力を借りて家庭に代わる生活を経験させ、本当の家庭の味というものを味わせながら健全育成を図るという制度である。24時間、少年とともに生活をしなければならないので、なかなか引き受けてくれる方がいないのが現状である。委託先としてふさわしい方がいれば紹介いただきたい。また、補導委託制度のほか民間の力を借りて少年たちの健全育成や社会復帰を図る地域のサポートチーム等への働きかけが重要であり、家庭裁判所としての働きかけについて意見を求められた。

ウ 「被害者に対する対応についての求意見」

家庭裁判所では、犯罪被害者の身体的な被害だけでなく、精神的、心理的な被害の状況をできるだけ正確に把握したいと考えている。その目的としては、現在、共感性が乏しく被害者の気持ちが分からない少年が増えていると言われているが、「君が犯した犯罪で被害者の人はただ単にけがをただけでなく、こんなに大きな損害、こんなに不安な生活を送っているんだよ」といったことをしっかり分からせて反省を深めさせるために、被害者調査を充実したいと考えている。家庭裁判所としては、損害賠償をさせるとか、謝罪に行かせるなどの直接的指導はできないので、家庭裁判所の被害者対応について意見を求められた。

5 次回日程等

平成17年7月7日（木）午後1時30分